

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者はどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から1年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 4 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとする場合等について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者から A ときは、予備免許を与える際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
- ② 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ B なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ③ ②の変更は、 C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 届出があった	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力
2 届出があった	総務大臣の許可を受け	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
3 申請があった場合において、相当と認める	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力
4 申請があった場合において、相当と認める	総務大臣に届け出	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

A-3 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線局の無線設備の設置場所の変更の許可を受けた免許人の当該許可に係る無線設備の運用に関する記述として、電波法（第18条第1項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その変更をした後、試験電波を発射し、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 免許人は、申請書にその変更が許可の内容に適合していることを証する書面を添えて総務大臣に提出し、許可を受けた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 免許人は、その変更が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 4 免許人は、総務大臣の検査を受け、その変更が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

A-4 アマチュア無線局の呼出符号、電波の型式、周波数又は空中線電力の指定の変更に関する記述として、電波法（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が呼出符号の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 2 総務大臣は、免許人が混信の除去その他の理由により電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合は、その指定を変更しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用に混信その他の妨害を与える虞^{おそれ}があると認めるときは、その無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更しなければならない。
- 4 総務大臣は、免許人が周波数及び空中線電力の指定の変更を申請した場合において、電波の規整その他公益上必要があると認めるときは、その指定を変更しなければならない。

A-5 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が B 以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に支障	4ミリワット	安定度
2 他の無線設備の機能に支障	4ナノワット	了解度
3 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	4ナノワット	安定度
4 重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	4ミリワット	了解度

A-6 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するものであり、かつ、伝送情報の型式が電信であって A を目的とするものの電波の型式を表示する。
- ② 「J3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって B による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。
- ③ 「F7D」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である C のチャンネルのものであり、かつ、伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令の電波の型式を表示する。

A	B	C
1 自動受信	抑圧搬送波	2以上
2 自動受信	低減搬送波	1又は2以上
3 聴覚受信	抑圧搬送波	1又は2以上
4 聴覚受信	低減搬送波	2以上

A-7 高圧電気（注）に対する安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。以下同じ。

- 1 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、取扱者のほか出入できない場所に収容しなければならない。
- 2 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、無線従事者のほか出入できない場所に収容しなければならない。ただし、金属遮蔽体しゃへいの内に収容する場合は、この限りでない。
- 3 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属遮蔽体しゃへいの内に収容しなければならない。ただし、無線従事者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体しゃへい又は接地された金属遮蔽体しゃへいの内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-8 次の記述は、送信装置の変調について述べたものである。無線設備規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信装置は、音声その他の周波数によって搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において（±） A を超えない範囲に維持されるものでなければならない。
- ② アマチュア局の送信装置は、 B 。

A	B
1 80パーセント	直線的に変調することができるものでなければならない
2 80パーセント	通信に秘匿性を与える機能を有してはならない
3 100パーセント	直線的に変調することができるものでなければならない
4 100パーセント	通信に秘匿性を与える機能を有してはならない

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞がある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 電気通信業務の通信	財貨の保全	電力供給の確保
2 電気通信業務の通信	災害の救援	電力供給の確保
3 有線通信	災害の救援	秩序の維持
4 有線通信	財貨の保全	秩序の維持

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞があるときにとるべき措置として、無線局運用規則（第19条の2）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 少なくとも3分経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 試験電波の発射を行い、他の無線局から発射の停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4 空中線電力を低下して呼出しを行い、他の無線局から呼出しの停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反復してください」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 次の記述は、モールス無線通信における通報の反復について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条及び第32条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

相手局に対し通報の反復を求めようとするときは、「」の次に反復する箇所を示すものとする。

- 1 .-. .-- -
- 2 .-- . . .
- 3 .-. .-. .
- 4 .-. ---

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-13 次の記述は、モールス無線通信における特定局あて一括呼出しについて述べたものである。無線局運用規則（第127条の3及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。
- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 相手局の呼出符号 | <input type="text" value="A"/> |
| (2) DE | 1回 |
| (3) 自局の呼出符号 | <input type="text" value="B"/> |
| (4) K | 1回 |
- ② ①の(1)に掲げる相手局の呼出符号は、「CQ」に を付したのものをもって代えることができる。

	A	B	C
1	それぞれ2回以下	1回	呼出しの種類
2	それぞれ2回以下	3回以下	地域名
3	それぞれ3回以下	3回以下	呼出しの種類
4	それぞれ3回以下	1回	地域名

A-14 「こちらは、そちらへ伝送するものではありません。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | | | |
|---|-------|-----|-------|
| 1 | ---.. | ..- | - |
| 2 | --.. | .-. | ...- |
| 3 | ---.. | ... |- |
| 4 | --.. | ... | -...- |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合しない組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	DOMINICA	...- - - - . . - . . - . . - . . - . .
2	CASTRIES	- . - . . - . . - . . - . . - . . - . .
3	BELMOPAN	- - . . - . . - . . - . . - . .
4	AMERICA	. - - . . - . . - . . - . . - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 DN I YRA 9 8 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|---|---|
| 1 | - . . - . . . - . - - . - . - . - . - . . |
| 2 | - . . - . . . - . - - . - . - . - . - . . |
| 3 | - . . . - . . . - . - - . - . - . - . - . . |
| 4 | - . . . - . . . - . - - . - . - . - . - . . |

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに しなければならない。

	A	B	C
1	期間を定めて	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査	①の停止を解除
2	期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を通知
3	臨時に	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査	その旨を通知
4	臨時に	その無線局に電波を試験的に発射	①の停止を解除

A-18 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、 **A** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①を命じたときは、 **B** を無線局に派遣し、その無線設備等（注1）を検査させることができる。
- 注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

A	B
1 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと	その職員
2 その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきこと	登録検査等事業者（注2）
3 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止	その職員
4 3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止	登録検査等事業者（注2）

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-19 アマチュア無線局の免許人の総務大臣への報告に関する記述として、電波法（第80条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人は、電波法の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、人命の救助に関し急を要する通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、他人の依頼による通信（非常通信を除く。）を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し **A** に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **B** を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から **B** を経過しない者
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B
1 懲役又は禁錮	2年
2 懲役又は禁錮	1年
3 罰金以上の刑	2年
4 罰金以上の刑	1年

A-21 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 **A** の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する **B** をとることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を **C** するために必要な措置をとることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを **D** こと。

A	B	C	D
1 公衆通信	技術的に可能な措置	禁止	他人の用に供する
2 公衆通信	すべての可能な措置	禁止	公表若しくは利用する
3 国際通信	技術的に可能な措置	禁止し、及び防止	他人の用に供する
4 国際通信	すべての可能な措置	禁止し、及び防止	公表若しくは利用する

A-22 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,268kHz～18,618kHz
- 2 18,168kHz～18,268kHz
- 3 18,068kHz～18,168kHz
- 4 18,018kHz～18,068kHz

A-23 無線局からの混信を防止するための措置として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 2 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 3 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- 4 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。

A-24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の A 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中 B 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 C にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

A	B	C
1 技術特性に関する	30分を標準として	緊急時
2 技術特性に関する	短い間隔で	災害救助時
3 すべての	30分を標準として	緊急時
4 すべての	短い間隔で	災害救助時

B-1 用語の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- イ 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- エ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱なものを含まない。
- オ 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者をいう。

B-2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) イ 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 ウ 以下のもの
 - (3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 当該送信設備から発射される電波の エ を オ 以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- | | | | | |
|-----------------|---------|---------|--------|---------------|
| 1 26.175MHzを超える | 2 割当周波数 | 3 10ワット | 4 4分の1 | 5 0.05パーセント |
| 6 26.175MHz以下の | 7 特性周波数 | 8 50ワット | 9 2分の1 | 10 0.025パーセント |

B-3 アマチュア無線局の運用に関する記述として、電波法（第53条、第54条及び第56条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- イ 無線局を運用する場合には、呼出符号は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ウ 無線局を運用する場合には、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、非常通信については、この限りでない。
- エ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- オ 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

字句	モールス符号
ア CHARLIE	— · — · · · · · — · — · · — · · · · ·
イ LIMA	· — · · · · · — — · —
ウ OSCAR	— — — · · · — · — · · — · — ·
エ QUEBEC	— — · — · · — · — · — · · · · · · — — —
オ UNIFORM	· · — — · · · · · — — — — — · — — — — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて の停止を命じ、又は期間を定めて を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き 以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は同法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - (3) ①の命令又は制限に従わないとき。
 - (4) 免許人が に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から を経過しない者に該当するに至ったとき。

- | | | | |
|----------|---------|--------------|-----------------------|
| 1 無線局の運用 | 2 電波の発射 | 3 電波の型式及び周波数 | 4 運用許容時間、周波数若しくは空中線電力 |
| 5 6箇月 | 6 1年 | 7 刑法 | 8 電波法又は放送法 |
| 9 2年 | 10 3年 | | |

B-6 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 受信機の周波数許容偏差は、送信機の周波数許容偏差の2分の1以下でなければならない。
- イ 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- ウ すべての無線局について、スペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡散技術が使用されなければならない。
- エ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- オ 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。